# 〇無線局免許手続規則 無線局免許手続規則の一部を改正する省令案新旧対照表 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)

## 改正案

2 { 4

(略)

第二条

(略)

(免許の単位)

### 5 (略)

### (略)

三 関する送信の標準方式(平成二十三年総務省令第八十七号)によ るものに限る。 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に 以下同じ。) 又はそれ以外の放送の区分

# 四 · 五

時 受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分 以下同じ。)、外国語放送(同表 会規則第十号)別表第五号(注) コミュニティ放送(放送法施行規則 かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)、 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨 (注)十の外国語放送をいう。)、 九のコミュニティ放送をいう。 (昭和二十五年電波監理委員

# 現行

傍線部分は改正部分

### 第二条 (免許の単位) (略)

### 2 \ 4 (略)

### 5 (略)

### (略)

三 デジタル放送(標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に ものに限る。以下同じ。) 又はそれ以外の放送の区分 関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号)による

### 四 · 五 (略)

六 以下同じ。)、外国語放送(放送法施行規則別表第五号(注) 時かつ一時の目的のための放送 (以下「臨時目的放送」という。)、 幹放送の区分 会規則第十号)別表第五号(注)十二のコミュニティ放送をいう。 コミュニティ放送 の外国語放送をいう。)、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨 (放送法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員

### 6 9 (略)

6 9

略